

国立大学法人新潟大学 会計監査人候補者の公募について

令和 7 年 1 月 9 日
国立大学法人新潟大学

1. 事業名

国立大学法人新潟大学 会計監査人候補者の選定

2. 趣旨

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。

この会計監査人については、国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 40 条により、文部科学大臣が選任することとされていますが、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人候補者を選定し、文部科学大臣に会計監査人候補者名簿を提出することとされています。

つきましては、国立大学法人新潟大学（以下「本学」という。）における会計監査人候補者を選定するための提案書を募集しますので、本学の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士（以下「監査法人等」という。）の方は、下記要領によりご提案いただきますようお願いいたします。

3. 応募資格

- (1) 準用通則法第 41 条に規定する会計監査人の資格を有する監査法人等であること。
- (2) 会社法第 337 条第 3 項における欠格事由のないこと。
- (3) 公認会計士法第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 34 条の 11 及び第 34 条の 11 の 2 並びに公認会計士法施行令第 7 条及び第 15 条における特別の利害関係等のないこと。なお、公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 9 号及び第 15 条第 4 号の使用人には、非常勤講師も含まれるため、会計監査人たる監査法人等の社員は、非常勤講師になることができませんので、ご留意願います。
- (4) 国立大学法人新潟大学契約事務取扱規程第 3 条の規定に該当しない者であり、かつ過去 1 年間において第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (5) 本学学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 提出書類

(1) 提案書：電子媒体 1 部（PDF 形式の電子データ）

- ・提案書は、別紙「提案書の作成について」に基づき作成願います。
- ・提案書は、紙媒体での提出は必要ありません。
- ・提案書は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となります。提案書に守秘を希望される事項がある場合は、提案書の提出時に当該事項を指定願います。

(2) 「3. 応募資格」を満たすことを証する書面：紙媒体 1 部

(3) 貴法人等の概要を記載したパンフレット：紙媒体 8 部

5. 提出期限

令和 7 年 2 月 21 日（金）17 時必着（紙媒体及び電子媒体とも必着）

6. 提出先・問合せ先

〒950-2181 新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地

国立大学法人新潟大学監査室（事務局棟 5 階）

電話：025-262-6060 E-mail：kaizen@adm.niigata-u.ac.jp

7. 選定方法等

本学会計監査人候補者選定委員会において、提出された提案書に基づき選定を行います。なお、選定にあたっては、プレゼンテーションを令和 7 年 3 月に実施します。詳細な日時・場所については、後日連絡します。

8. 候補者選定対象期間及び契約期間

今回の候補者の選定は、令和 7 年度から令和 9 年度までの複数年度にわたる候補者の選定となります。ただし、毎年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。

令和 8 年度の選定にあたっては、今回選定された監査法人等から令和 7 年度監査業務の実績報告書及び令和 8 年度監査に係る提案書を提出いただき、その内容を確認し、適切である場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることといたします。令和 9 年度の選定についても同様の手続きを行います。なお、選定された監査法人等が行政処分を受けるなど特段の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となる場合があります。また、契約にあたっては、毎年度の契約であることから、都度資格を確認する場合があります。

提案書の作成について

提案書は、以下の「1.」～「3.」についてA4判縦型にて作成願います。
なお、該当のない事項については「該当なし」の旨を記載願います。

1. 会計監査人の概要（令和7年2月1日現在で記載願います。）
 - (1) 名称、代表者、所在地、出資金
 - (2) 令和5年度業務収入（営業収益）
 - (3) 令和5年度経常利益（当期利益）
 - (4) 人員（全体の社員数、公認会計士数、会計士補数、その他）
 - (5) 国内事務所数
 - (6) 本学を担当する事務所及び人員内訳
 - (7) 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に則した品質管理体制等（品質管理体制（体制・機能・人数）、監査業務の品質管理の維持・向上に係る基本方針）
 - (8) 公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の検査及び日本公認会計士協会の品質管理レビューにおける直近の結果
 - (9) 監督官庁等における過去3年間の行政指導、処分等及び日本公認会計士協会における直近の品質管理レビューの結果における注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告等の措置の有無（有の場合はその内容及び対応状況を記載願います。）

2. 本学に対する監査業務等の提案
 - (1) 監査実施の基本方針（本学を担当する会計監査人の名簿を付し、当人の実務経験及び国立大学法人監査業務経験等についても記載願います。）
 - (2) 監査実施体制（貴法人等の監査体制図も併せて記載願います。）
 - (3) 監査計画（監査概要、監査方法、監査日程、監査人員等を年度毎に記載願います。）
 - (4) 監査上の重点事項
 - (5) 各年度の監査日数（予備調査の有無、有の場合は日数も記載願います。）
 - (6) 監事及び内部監査部門との連携（監事及び内部監査部門との関わり及び計画について記載願います。）
 - (7) 国立大学法人の監査に関する情報提供等
 - (8) アドバイザリー業務に関する提案（別契約で提供可能な業務）

- (9) 国立大学法人における監査業務実績（できる限り具体的に記載願います。）
- (10) 附属病院を有する大学における監査・支援業務実績
- (11) 国立大学法人における支援業務実績（会計業務のコンサルティング、研修等の実績）
- (12) 各年度の監査費用（年度毎の見積額及び算定内訳（監査業務工程毎の監査日数、人員数、単価等）を記載願います。）
- (13) 監査日数の変更（増減）に伴う対応
- (14) 旅費・交通費の負担
- (15) 本学に関する特筆すべき提案事項（上記以外の事項を含む。）

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている場合は、その内容を記載願います。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。）ただし、労働時間等の働き方に係る基準を満たしていることが必要です。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）